

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和2年4月1日現在の宮城県（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町）の行政区画とする。

なお、次に掲げる地域は、本区域から除くものとする。

- ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区内特別保護地区
除く区域：宮城県全域
- ② 自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域
除く区域：宮城県全域
- ③ 自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域
除く区域：仙台市、石巻市、名取市、角田市、登米市、大崎市、大郷町及び涌谷町
含む区域：上記以外
- ④ 登米市平筒沼いこいの森自然環境保全条例（平成20年6月23日登米市条例第31号）に規定する登米市自然環境保全地域
除く区域：登米市
- ⑤ 自然環境保全条例（昭和47年7月15日 宮城県条例第25号）に規定する緑地環境保全地域
除く区域：仙台市及び角田市
含む区域：上記以外
- ⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区
除く区域：宮城県全域
- ⑦ 自然公園法に規定する国立・国定公園区域
除く区域：宮城県全域
- ⑧ 県立自然公園条例に規定する県立自然公園
除く区域：気仙沼市以外
含む区域：気仙沼市（普通地域のみであり除外すると本区域内の他地域に比べ地域経済牽引事業の促進が不利となるため）
- ⑨ 環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落
除く区域：宮城県全域
- ⑩ 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
除く区域：宮城県全域
- ⑪ 自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域
除く区域：宮城県全域
- ⑫ 国有林野

除く区域：栗原市、大崎市、蔵王町、村田町、川崎町、利府町、加美町、女川町及び南三陸町

含む区域：上記以外

⑬ 森林法に規定する保安林

除く区域：石巻市、白石市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、松島町、利府町、加美町、女川町及び南三陸町

含む区域：上記以外

⑭ 文化財保護法第 109 条及び 110 条に規定する史跡名勝天然記念物

除く区域：白石市及び登米市

含む区域：上記以外

⑮ 文化財保護条例（昭和 50 年 12 月 25 日 宮城県条例第 49 号）に規定する史跡名勝天然記念物

除く区域：白石市

含む区域：上記以外

⑯ 白石市文化財保護条例（昭和 39 年 3 月 14 日 白石市条例第 3 号）に規定する史跡名勝天然記念物

除く区域：白石市

含む区域：上記以外

⑰ 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業振興地域

除く区域：蔵王町

含む区域：上記以外

⑱ 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域

除く区域：石巻市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、松島町、利府町及び南三陸町

含む区域：上記以外

⑲ 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内の農地法第 2 条第 1 項に規定する農地

除く区域：色麻町及び加美町

含む区域：上記以外

⑳ 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内の農地法第 2 条第 1 項に規定する採草放牧地

除く区域：色麻町及び加美町

含む区域：上記以外

㉑ 農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内の農業用施設用地

除く区域：色麻町

含む区域：上記以外

㉒ 生物多様性保全上重要な里地里山

除く区域：仙台市及び大崎市

含む区域：上記以外

㉓ 林木遺伝資源保存林

除く区域：登米市

含む区域：上記以外

- ②4 都市計画法に規定する風致地区
除く区域：白石市
含む区域：上記以外
- ②5 丸森町再生可能エネルギー発電設備の設置の規制に関する条例（令和3年12月17日丸森町条例第22号）に規定する禁止区域
除く区域：丸森町
含む区域：上記以外
- ②6 シギ・チドリ類渡来湿地
除く区域：宮城県全域

また、本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、県立自然公園条例に規定する県立自然公園、自然環境保全条例に規定する県自然環境保全地域、国内希少野生動植物種の生息・生育域等を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

概ねの面積は、728,229 ha程度である。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

宮城県は、日本の首都東京から300km北東、東北地方の中心に位置している。東は太平洋に面し、豊かな漁場と日本三景の一つ松島をはじめとする風光明媚な観光地などに恵まれており、西には蔵王・船形・栗駒などの山々が連なり、中央部には国内有数の穀倉地である仙台平野が広がっている。

インフラの整備状況としては、東北自動車道を基軸にして、仙台都心部を取り囲むように仙台都市圏高速環状ネットワーク（仙台北部道路、仙台東部道路、仙台南部道路）が整備され、三陸自動車道や常磐自動車道、国道4号との接続によって、県内各地や首都圏等への円滑なアクセスが確保されている。さらに、平成28年7月に民営化された仙台空港や、仙台塩釜港のうち、仙台港区・塩釜港区・石巻港区が東北の産業を支える物流拠点として整備されており、鉄道網として南北を縦断するJR東北新幹線や東北本線等も整備されている。

県内の人口は、少子高齢化や東日本大震災の影響等により、直近5年間で平成27年の2,333,899人（国勢調査）から令和2年の2,291,972人（推計人口）へ41,927人、約1.8%減少しており、前回国勢調査時点（平成27年、14,266人、約0.6%減少）よりも減少幅が拡大している。本県には国立大学法人東北大学をはじめとする多くの大学が所在しており、国内のみならず海外からも優秀な人材の流入が続いているものの、これら大学及び短大卒業者の県内企業への就職者数は44.7%（平成28年度就職者）に止まる状況であり、東京圏を中心とした県外転出割合が高い。

産業については、平成29年度の県内総生産額は、名目で約9兆4,639億円、前年度に比べ0.9%増となり、平成23年度以降増加傾向を維持している。経済活動別にみると、総生産額は、第一次産業が1,498億円、第二次産業が2兆5,415億円、第三次産業が6兆7,762億円となっている。産業構造について、平成28年経済センサスの付加価値構成比で見ると、卸売業・小売業が1兆3,697億円（全国の2.2%、全都道府県中11位）と最も多く、次いで、製造業が7,025億円（全国の1.2%、全都道府県中25位）、建設業が6,533億円（全国の3.1%、全都道府県中9位）となっている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本県は、県政運営の基本指針である「宮城の将来ビジョン」において「経済・社会の持続的発展と環境保全の両立」を目標に掲げ、自立・分散型エネルギーシステムの構築を支援するとともに、成長産業の1つである環境・エネルギー関連産業の集積・振興を図るため、関連産業の誘致促進や技術・製品開発の支援等に取り組んでいる。

また、東日本大震災からの復興の道筋を示した「宮城県震災復興計画」の発展期（平成30～令和2年度）においては、これまでの復興に向けた取組成果をベースに、新たな産業の集積や未来のものづくりを担う人材の育成、産業活動の基盤となる道路や港湾等の整備を更に進め、第1次産業から第3次産業までバランスのとれた産業構造の創造や、本県がエネルギーや環境問題等に配慮した先進的な産業エリアとなるよう取組を進めることとしている。

東日本大震災後、再生可能エネルギーに対する関心の高まりを背景に、東松島市、石巻市及び仙台市において、再生可能エネルギー発電設備・蓄電池・エネルギーマネジメントシステムを整備した「エコタウン」の形成が進んでいるほか、東松島市、加美町及び丸森町において、再生可能エネルギー電力の地産地消を進める地域新電力事業が立地している。また、震災によって被災した農林水産業者が復興・高度化事業と併せて再生可能エネルギー事業

を開始する事例もみられる。自立・分散型エネルギーシステムの構築は、地域資源の循環利用による低炭素化・省資源化や災害時のエネルギー供給確保など環境・エネルギー面の課題解決にとどまらず、地域産業の高度化や雇用創出の相乗効果を生み、復興を持続的なものとするにもつながることから、今後も、地域の特性に応じた地産地消型のエネルギー事業を創出していく。

また、環境・エネルギー関連産業の誘致に取り組むとともに、省エネルギー・蓄エネルギー・創エネルギーをはじめ技術革新や市場拡大が期待される分野に対する設備投資や技術開発・製品開発の取組を重点的に支援し、県内の環境・エネルギー関連産業の集積と振興を図り、安定的かつ良質な雇用の確保を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域内における地域経済牽引事業による付加価値増加額	一百万円	178 百万円	—

(算定根拠)

- ・ 1 事業所あたり 4,545 万円以上 (※) の付加価値額を創出する地域経済牽引事業者を 3 件創出し、これらの地域経済牽引事業者が 1.57 倍の経済波及効果をもたらすことで、促進区域内に 178 百万円の付加価値を創出することを目指す。

※令和 3 年度末までの承認事業者は 3,409 万円以上

- ・ また、KPI として、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	一百万円	3,787 万円	—%
地域経済牽引事業の創出件数	一件	3 件	—%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値額増加分 4,545 万円を上回ること。

(算出根拠)

5,681万円(宮城県の1事業所あたり平均付加価値額(経済センサスー活動調査(平成28年))を本計画期間に合わせ4/5したもの。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域内に所在する※事業者の売上げが開始年度比で11.5%増加すること。
- ② 促進区域内に所在する※事業者の雇用者数が一事業所あたり4人増加すること。
- ③ 促進区域内に所在する※事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で2.4%増加すること。

※「所在する」とは、促進区域内に人的設備を有することをいう。

なお、(2)及び(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が4年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合には、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

(地図)

(2) 区域設定の理由

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

国立大学法人東北大学をはじめとした県内の研究機関、企業等の高度な研究・技術蓄積を活用した環境・エネルギー関連産業

- ① 再生可能エネルギー関連産業
- ② 再資源化・再生利用関連産業
- ③ 水素・燃料電池関連産業
- ④ 省エネルギー関連産業

(2) 選定の理由

国立大学法人東北大学が、「実学尊重」の理念に基づき、研究成果を県内企業に積極的に還元し、本県のものづくり産業の技術基盤を支えてきた結果、中小企業の中にも、材料開発、精密加工技術、表面処理技術、機械制御技術などにおいて独自技術を開発している企業が存

在しているが、これらの基盤技術は、再生可能エネルギー、再資源化・再生利用及び水素・燃料電池等といった環境・エネルギー分野並びにメンテナンス、建設などの関連分野との親和性が高く、環境・エネルギー産業及びこれと関連する産業の成長に向けた大きなポテンシャルを有している。

たとえば、県では大学・研究機関における技術・知識の集積という地域の資源を活かし、平成 17 年度に「基盤技術高度化支援センター」を設立し、地域企業のニーズに応えるため、宮城県産業技術総合センターが窓口となり、技術相談へのワンストップ体制を整備している。さらに、平成 19 年度からは、「KCみやぎ推進ネットワーク」として、経済・産業団体、産業支援機関、金融機関も含めた連携体制を構築し、幅広い人材・組織・ネットワークを活かして、技術相談から技術指導、事業化までの各種支援を行っている。

再生可能エネルギー関連産業分野、再資源化・再生利用関連産業分野及び省エネルギー関連産業分野では、本県と連携協定を締結している国立大学法人東北大学大学院環境科学研究科において、産学連携により、直流電源システムや地中熱を利用した空調システムの実証や超臨界地熱発電の研究が進められているほか、省資源化技術や環境負荷の低い原料精製技術、廃棄物資源等からの資源の回収・分離・再生技術など、世界をリードする革新的な研究開発が進められている。また、平成 29～30 年度に希少金属等有用金属の回収技術等の知見を有する国立大学法人東北大学と本県とが連携し、県内の希少金属等リサイクルシステム構築に向けた取組を行っている。

そのほか、県では、平成 29～30 年度に国の地方創生推進交付金を活用し、学校法人東北工業大学と連携して東北地域の気候に適した省エネ住宅の工法やデバイスについて開発及び実証を行うとともに、その成果を建築関連業者に普及する取組を進めているところである。

水素・燃料電池関連産業分野では、県において、平成 27 年度に「みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョン」を策定し、産業分野での水素利用の将来的な拡大を見据え、業務・産業用燃料電池の普及拡大に努めるとともに、平成 29 年度から、再生可能エネルギー由来の電気の貯蔵（power to gas）の技術確立や系統安定化の検証に向けて、技術実証等を実施している。富谷市では、県内外の企業と連携し、平成 29 年度から、国の「地域連携・低炭素水素技術実証事業」を活用し、太陽光発電システムで発電した電力を水素に変換させ、エネルギーとして水素吸蔵合金カセットに貯蔵し、既存の物流ネットワークを活用して市内の家庭等に配送するための実証事業に取り組んでいる。

これら環境・エネルギー分野及びこれと関連する分野において、新たな事業を創出し、産業の集積を図っていくための基盤として、国立大学法人東北大学をはじめとした県内の大学、研究機関、企業等の研究・技術蓄積を活用し、今後も、これらの高度な技術蓄積を活用した環境・エネルギー分野への応用展開に取り組む県内企業を支援し、環境・エネルギー産業及びこれと関連する産業の集積と振興を目指していく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点

からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を活かして、環境・エネルギー関連産業を支援していくためには、地域のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業環境の整備の方針としては、地域企業の設備投資を促進するために税制優遇を創設することや、既に本地域に存在する公的研究機関の支援充実を図ることとしたい。

(2) 制度の整備に関する事項

本区域内において活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、一部の市町村において固定資産税の減免措置に関する条例を制定する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 県が保有する公共データの逐次開示

県が保有する産業用地情報、県の補助事業の活用事例、リサイクル事業者の情報、温室効果ガス排出量並びに廃棄物の排出及び処理状況等について、インターネットで公表しており、事業者がデータとして活用できるよう周知する。

② 公設試験研究機関が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、開示できる情報に関しては、地域企業のニーズに沿って積極的に情報提供していく。

③ 個人情報の保護

上記を進めるにあたり、個人情報保護条例の整備等により、個人情報保護を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

宮城県環境生活部環境政策課及び市町村の本基本計画担当部局において、事業者の抱える課題解決のための相談を受け付ける。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、事案の性質に応じ、必要な場合は知事や関係市町村にも相談の上で対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 市町村と県との緊密な連携

事業者の地域経済牽引事業の実施に当たっては、規制事項の解決をはじめとして市町村と県の双方に関わる事項が存在するため、両者が緊密な連携と適切な役割分担を図り、企業のニーズにきめ細かく対応する。

② 設備投資に対する支援

地域経済牽引事業の促進に向けて、事業者が行う新たな設備投資等に対する補助を行う。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 30 年度	令和元年度～令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】		

① 固定資産税の減免条例	1 2月議会・3月議会 条例提案	議会条例提案・運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】		
① 県が保有する公共データの 逐次開示	随時	随時
② 公設試験研究機関の情報提 供	随時	随時
③ 個人情報保護	随時	随時
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】		
① 県・市町村担当部局による 相談	随時	随時
【その他の事業環境整備に関する事項】		
① 市町村と県との緊密な連携	随時	随時
② 設備投資等に対する支援	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>県内企業の基盤技術の高度化及び高度技術の導入に向けて、国立大学法人東北大学との連携促進や、KCみやぎ推進ネットワークでの技術相談への対応により、学術研究機関による技術的支援・連携を進める。また、中小企業の経営体質を強化し、事業・取引拡大の機会を提供するため、公益財団法人みやぎ産業振興機構など産業支援機関と連携して総合的な支援を進める。経営体質の強化については、窓口相談、専門家の派遣、補助・融資などの支援により経営の革新を図るとともに、事業・取引拡大の機会提供については、起業家育成やビジネスプランの構築支援のほか、個別取引あっせんや広域取引商談会の実施等により販路拡大やマーケティングの支援を進める。</p> <p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p> <p>①宮城県産業技術総合センター</p> <p>電子・情報分野、材料・加工・分析分野、食品・バイオ分野及び工業デザイン分野を中心とした様々な分野において、地域のものづくり企業のニーズに対応した基盤技術の高度化支援や、実用化支援及び知的財産権を活用した分野の技術的支援を行う。</p> <p>②県及び県と協定・覚書を締結した学術機関、趣旨賛同機関合わせて23機関</p> <p>ワンストップ体制による技術相談、Web サイトによる開放機器の情報提供、訪問支援、技術研究会の運営等、地域企業のリアルニーズに対応した技術支援を行うことにより、ものづくり基盤技術の高度化を推進する。</p> <p>③国立大学法人東北大学</p> <p>産学連携機構によりワンストップ体制のもと、民間企業との研究開発支援や研究成果活用支援を効率的・効果的に行っており、国内外の企業との共同研究が進められて</p>
--

いる。これら国立大学法人東北大学が進める産学官連携の取組において、すでに県内企業が参画しており、今後、なお一層の参画が期待されることから、これらを積極的に支援し、事業高度化を図る。

④公益財団法人みやぎ産業振興機構

次世代シーズの発掘と産学連携マッチングの実施、産学共同研究会の活動を支援することなどにより、中小企業の産学官金連携による研究開発や技術革新を図る。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

促進区域においては、人口、産業の都市への集中に対応し、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現を目指した宮城県環境基本計画の基本理念に基づき、適切な環境対策の実施など、積極的に公害の防止、自然環境の保全等に努めている。

今後、当区域における産業の集積に対応して、総合的かつ計画的な環境保全に関する対策を講じるとともに、エネルギーの効率的利用や地産地消、廃棄物の3R及び適正処理による環境への負荷の低減や、自然との共生に努める。

なお、宮城県環境白書を作成・公表することにより、県民や事業者が環境問題の現状に対する理解と認識を深めるとともに、自主的な環境保全活動や創造に資する活動等の実践や、県等が講じた環境施策の進行状況の県民等による確認が可能となるよう努めている。

①公害の防止

産業が集積する地域における大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の環境汚染の未然防止や騒音、振動、悪臭等の生活型公害が生じないように、関係法令等に基づく立入検査等の監視指導を行うとともに、必要に応じ環境保全や公害防止に向けた協定を締結し、規制基準遵守等の徹底を図る。地盤沈下対策についても、新たな地盤沈下が発生しないよう、関係法令に基づき、地下水揚水量の削減等、適正な利用を指導する。

②エネルギーの効率的利用と地産地消

環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築するために、県民や事業者の環境に配慮した行動・活動の実践を促す意識啓発活動を進めるとともに、環境保全への配慮とエネルギーの安定供給との調和を図りながら、温室効果ガス排出の抑制に向け省エネルギーや再生可能エネルギー等の導入及びエネルギーの地産地消に向けた取組を促進する。

③廃棄物の3R及び適正処理

廃棄物については、宮城県循環型社会形成推進計画に基づき3R及び適正処理を推進する。特に産業廃棄物については、企業に対する環境産業コーディネーターの派遣、施設整備や研究開発等各種補助事業により3Rの取組を促進するとともに、出前講座による事業者単位の普及啓発や産業廃棄物適正処理監視指導員による監視パトロールにより、事業者に対する指導・監督の徹底を図り、適正処理を確保する。

④自然環境の保全

市街地等においては、都市公園の整備や道路の緑化を推進するほか、鳥獣保護区、県

自然環境保全地域、緑地環境保全地域、県立自然公園等については、多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、国内希少野生動植物種が確認された場合には、専門家の意見を聴くなどして、良好な自然環境の保全に努める。また、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、あらかじめ地方環境事務所と調整し、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

⑤文化財の保護

文化財に指定・選定された地域については、その保護に努めることとし、埋蔵文化財についてはその保存に努めるなど、文化財保護法及び県文化財保護条例等の趣旨に基づき文化財の保護に細心の配慮をする。併せて、その土地が持つ固有の歴史的・文化的な景観の保全にも努める。

⑥その他

地域経済牽引事業計画の承認に当たっては、事業実施に伴う自然環境への影響を防止するため、環境関連法令や各自治体の定める条例・規則等に基づき、必要な手続きが適切に行われているとともに、その土地が持つ固有の歴史的・文化的な景観についても十分配慮していることを確認する。また、事業者は、開発行為に伴い住民との合意形成が必要な場合には、環境保全について説明会などを開催することにより、住民の理解を得ていく。

(2) 安全な住民生活の保全

企業立地を通じた地域産業の振興に当たり、県及び市町村は、事業者及び地域住民と連携・協働し、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に万全を期すため、安全・安心活動センター等の地域活動拠点を整備するなどの必要な措置を講じ、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための取組を推進する。

具体的には、下記の事項に取り組む。

- ①防犯カメラ、照明等防犯設備の整備
- ②道路、公園、工場等における防犯に配慮した施設の整備・管理
- ③地域住民等が行う防犯ボランティア活動への積極的な参加・協力
- ④従業員を対象とした法令遵守及び被害防止を目的とした安全教室等の開催
- ⑤不法就労等を防止するための必要な措置
- ⑥安全・安心活動センター等地域活動拠点の整備
- ⑦地域住民の意見を十分に把握した安全確保対策の推進
- ⑧犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備及び捜査への協力

(3) その他

地域経済牽引事業の促進に当たっては、県、市町村、地域経済牽引支援機関、事業者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら推進することとし、毎年、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本

的な事項

該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）